

令和8年度新庄市地域おこし協力隊募集要領

【シティプロモーション推進事業】

人口減少及び高齢化の進行する本市において地域外の人材の誘致、定住及び定着を図り、もって地域力の向上及び地域の活性化に資するため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 募集人数

地域おこし協力隊 1名

2. 応募条件 **※以下の全ての項目に該当する方**

(1) 令和8年4月1日現在で年齢が20歳以上の方

(2) 次のいずれかに該当し、任用を開始する日に新庄市内へ住民票を異動できる方

ア 3大都市圏や仙台市をはじめとする政令指定都市の都市地域(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村。)に現に住所を有する方

イ 他の地方自治体において地域おこし協力隊員として2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の方

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の方

(3) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

(4) 地域の活性化に意欲があり、地域住民とコミュニケーションを図りながら、地域活動に積極的に取り組むことができる方

(5) 普通自動車免許を所持し、日常的な運転に支障のない方※今後免許を取得予定の方も可

(6) パソコン(ワード・エクセル・パワーポイント・Eメール)の一般的な操作ができる方

(7) ビデオレターや動画などを企画する企画力のある方

(8) 動画編集ソフトを使い、クリエイティブな活動ができる方

(9) SNS等を利用し情報発信を行うことができる方

(10) 将来的に新庄市に定住する意欲のある方

3. 勤務地

新庄市役所総合政策課内（山形県新庄市沖の町10番37号）

4. 活動地域

新庄市内全域

5. 業務内容

地域のヒトやモノの魅力を多くの人に知ってもらうために、様々な地域資源をテーマとしたPR動画の制作や、SNS等で情報発信に取り組んでいただく「ふるさと動画クリエイター」を地域おこし協力隊として募集します。

(具体的な活動の一例)

1. 30秒程度のショート動画の企画・制作・発信（1週間に1本を想定）
2. 5分程度の新庄市の魅力が伝わる自主企画動画（2週間に1本を想定）
3. SNSなどを活用した情報発信
4. 地域住民との関係性づくり
5. 地域資源の掘り起こし

6. 雇用形態・期間

(1)新庄市の会計年度任用職員として採用します。

(2)任用期間は着任(令和8年4月1日以降の日付で相談の上決定します)から令和9年3月31日までとします。ただし、最長3年を限度に再任することができます。

7. 勤務条件

(1)報酬等

報酬は月額210,900円とします。※金額は変動する可能性があります。

賞与(期末・勤勉手当)は年間で2.4月分を支給します。※支給月数は変動する可能性があります。

要件に該当すれば通勤手当相当を費用弁償します。

(2)勤務日・勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分までとし、週35時間の勤務とします。

ただし、活動内容によっては勤務日・勤務時間の変更もあります。

(3)勤務を要しない日(休日)

土日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

なお、休日等の時間外に勤務された場合は勤務日に振り替えます。

(4)休暇等

年次有給休暇10日(最大)及び夏季休暇3日

(5)待遇・福利厚生

山形県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険に加入します。

活動に必要なパソコン等については、市が貸与します。

私有車を活動に使用する場合は、車両借上料を月額15,000円支給します。

リース車を使用する場合は、車両借上料としてリース等経費に10分の8を乗じて得た額(100円

未満切り捨て）を支給します（上限月4万円）。

活動に係る燃料費はキロ数に応じた額を支給します（上限月1万円）。

任期中の住居については隊員自身で契約し賃貸費用の一部を予算の範囲内で市が補助します（上限月5万円）。ただし、敷金、礼金や管理共益費、転居にかかる費用、生活備品の購入費やプライベートに係る通信費、光熱費等は各自の負担とします。

8. 申込み受付期間

令和8年1月23日（金）～令和8年2月23日（月）（必着）

9. 選考方法

応募される方は、下記書類の①から③までを申込先へ提出ください。

審査・選考は随時実施します。合否については文書により通知します。

＜提出書類＞

① 新庄市地域おこし協力隊申込書（新庄市ホームページよりダウンロード可）

② 履歴書（写真貼付、市販品使用）

※写真は胸から上を正面から撮影したものを貼付してください。

③ 住民票抄本：1通（令和8年1月23日以降に取得したもの）

※メールで申込の場合、住民票原本は2次選考の際にご提出ください。

なお、提出書類は返却いたしません。

＜申込先＞

新庄市 総合政策課 広報・地域づくり係 へ持参、郵送、またはメール

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

E-mail : seisaku@city.shinjo.yamagata.jp

（1）第1次選考【書類選考】

書類選考の上、結果を全員に文書で通知します。

（2）第2次選考【面接選考】

第1次選考合格者については、面接による第2次選考を実施します。

社会情勢などにより、Web面接とする場合があります。

詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※応募に係る経費（面接に要する交通費など）は全て応募者の個人負担となります。

10. 問合せ先

新庄市 総合政策課 広報・地域づくり係

電話 0233-22-2117 (直通)

FAX 0233-22-0989

E-mail seisaku@city.shinjo.yamagata.jp